

防火対象物の表示に関するお知らせ

予防課

暫定適マーク制度の廃止について

平成14年の消防法改正により、防火対象物定期点検報告制度（消防法令に適合している一定規模以上の特定防火対象物に「防火優良認定証」または「防火基準点検済証」を表示できる制度）が導入されたことに伴い、これまでに通知にもとづいて実施されていた適マーク制度は、平成15年9月30日をもって廃止されています。

ただし、従来の適マーク制度の対象となっていた旅館ホテル等については、引き続き適マークを表示できる「暫定適マーク制度」が、本年9月30日までの間は運用されています。また、「防火対象物定期点検報告制度」の対象外の旅館ホテル等については、「自主点検報告表示制度」が導入されています。

今秋、暫定期間が終了するにあたり、旅館ホテル等についても平成18年10月1日以降には、暫定適マークの適用がなくなり、防火対象物定期点検報告制度にもとづく表示または自主点検報告表示制度にもとづく表示がなされることになります。



暫定適マーク

防火対象物定期点検報告制度	自主点検報告表示制度
防火優良認定証 防火基準点検済証 	防火自主点検済証

表示期間について

表示期間	～平成15年9月30日	平成15年10月1日～平成18年9月30日	平成18年10月1日～
防火対象物定期点検報告制度の対象となる旅館ホテル等 	「適マーク」	「暫定適マーク」 継続表示期間（3年間） 消防法にもとづく点検または消防機関の認定により「防火基準点検済証」または「防火優良認定証」を表示できます。	表示できません
上記以外の旅館ホテル等で収容人員30人以上かつ階数が3以上のもの 	「適マーク」	「暫定適マーク」 継続表示期間（3年間） 「防火自主点検済証」を表示できます。	表示できません

(注) 旅館ホテル等以外の用途は、暫定適マークが表示できません。防火対象物定期点検報告制度による「防火基準点検済証」または「防火優良認定証」の表示となります。
 ※防火対象物定期点検報告制度の詳細については、消防庁のホームページをご覧ください。 http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/safety_mark/index.html